

平成 22 年度事業計画

I はじめに

一昨年アメリカに端を発した世界同時不況は、鉄鋼、電機など一部産業に業績回復の兆しが見えるものの、依然日本経済は厳しい状況にあります。失業率は依然高水準にあり、雇用、仕事、地方の再生等をいかに創出し日本経済をどう回復させるかが依然課題となっています。

国民の目線、立場に立って押し進めてきたこれまでの事業と共に、社会保険労務士制度の発展のため自主自立の制度の確立ならびに国民の信頼を高める取り組みが引き続き重要です。

法務大臣認証、厚生労働大臣の指定を得て本年 2 月発足した個別労働紛争解決センター福島の実業を軌道にのせ、その役割が発揮され実績が上がるよう努力します。

本年 1 月 1 日より運営を受託した街角の年金相談センターが年金相談の基本である“対面による年金相談”を積極的に進め、国民の不安解消と年金受給権擁護のため、事業の円滑な運営に努力します。年金相談員の資質向上ならびに新規相談員の養成を進めます。これら二つの事業は、社会保険労務士制度の今後にとって重要であると考えますので、引き続き重視して推進します。

社会保険労務士の資質向上は以前にまして重要であり、業務に関する一般研修、ADR 等の労働問題や年金、労務管理等の分野別の研修、大学院等の外部専門研修等をそれぞれ積極的に進め会員の資質向上に努力します。また会員の自主的な研修会活動についても引き続き支援を行います。

社会保険労務士の役割である“事業所の健全な発展と労働者の福祉の向上”を具体的な事業とするため、連合会が研究開発している経営労務監査の具体化につとめます。会員が個別事業所で普及につとめること、地方自治体が公契約に求められる労働条件や職場環境の審査にあたり、これが社会保険労務士への委託事業として確立するよう、取り組むと共に株式上場の際、審査対象となりつつある人事労務に関する事項についても取り組みをすすめます。

電子申請の利用促進が重要でありながらなかなか進まない状況であり、ヘルプ制による会員への支援、電子申請マニュアルの充実、必要な情報の提供等により進捗につとめます。

政府の年金制度改革、歳入庁構想など、今後の進展いかんによっては、社会保険労務士制度の将来に大きな影響が及ぶことも考えられます。年金実務を扱う者として年金制度のあり方等につき今後検討や論議が必要と考えます。

II 具体的な事業計画

1. 「社労士会労働紛争解決センター福島」（以下「センター」という）の運営等に関する事業

- (1) センターの実績があがるよう、広報活動並びに年金・労働総合相談所との連携、手続実施者等の研修等事業の推進に努めます。
- (2) 日本司法支援センター（法テラス）への協力、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会との連携を図ります。
- (3) 今秋の第6回特別研修、紛争解決手続代理業務試験に多くの会員が受験するよう支援します。

2. 街角の年金相談センター福島（以下「相談センター」）事業

- (1) 相談センターらしい対面による年金相談の特色が発揮できるよう相談活動の充実、近隣市町村との連携等積極的な運営に努めます。
- (2) 職員、社会保険労務士相談員の資質向上のため研修の実施。
- (3) 社会保険労務士年金相談員の養成を引き続き行います。
- (4) 管轄年金事務所、日本年金機構福島事務センターとの連携に努めます。

3. 資質向上に関する事業

日常業務の精度、法改正、体系的な専門研修（労務、労働、年金等）、職業倫理、年金制度改革、社会保険労務士法の改正、社会保険労務士制度の将来等々の様々な研修テーマと共に出席率の向上に努めます。倫理については支部での研修促進をはかり、会員の自主研究会活動を支援します。

- (1) 県会主催の研修
 - ① 法改正研修
 - ② 実務能力の向上に関する研修
 - ③ 業務に関する体系的な専門研修
 - ④ 年金制度改革、社会保険労務士法改正等に関する研修
 - ⑤ 職業倫理に関する研修
- (2) 支部研修への支援
- (3) 会員主体の自主研究会活動の支援
- (4) 北海道・東北地域協議会研修会への参加、協力

4. 電子申請手続の利用促進に関する事業

電子申請手続が社会保険労務士業務として確立させるため、利用促進、電子証明書の取得、電子申請マニュアルの改善の働きかけ等に努めます。

- (1) 利用促進のためヘルプデスク（仮称）等の設置の検討、必要な情報の提供
- (2) 電子証明書の取得促進（目標 153 名）

5. 経営労務監査・労働CSR（企業の社会的責任）の取り組みについて

経営労務監査、労働CSR（企業の社会的責任）については、日常の実務となるよう取り組みを強めます。また、経営労務監査については地方自治体

(県、市町村)等が公契約で事業者に求めている人事労務等の労働条件(賃金、労働条件、職場環境、社会労働保険等)の審査に関し、その事前の評定が社会保険労務士の業務として確立するよう働きかけを行います。

6. 年金・労働総合相談所の事業

ADRセンター、年金相談センターとの連携、協力を強め年金・労働総合相談所の活動を重視します。

- (1) ポスター、チラシ等による広報、自治体、事業団体等への働きかけ
- (2) 相談員(会員を含む)等の専門研修(個別労働紛争の解決、経営労務管理、年金等)及び年金制度等の研修の実施
- (3) ねんきん定期便等への対応

7. 年金相談に関する事業

年金記録問題、ねんきん定期便についての取り組みを引き続き重視します。

- (1) 社会保険労務士事務所における無料相談
- (2) 年金事務所、市町村等への相談員の派遣、行政評価事務所、第三者委員会等への協力

8. 未適事業所訪問説明事業等の委託事業

- (1) 未適事業所訪問説明事業、雇用保険コンサルティング事業、一般事業主行動計画策定等支援事業、その他委託事業について適切に対応します。

9. 高校生支援セミナーに関する事業

年金制度改革が俎上にのぼっており、また高校生に対する年金制度、社会保障制度、労働基準、労働者としての心構えなどの基礎知識について教育現場からも積極的な要請があります。連合会総研とも協力し内容の検討などを行い充実に努めます。

10. 社会保険労務士制度の推進普及、事業所関与率向上の事業

アクション・プランの活動として、支部による無料相談会の実施、事業所や県民に対する社会保険労務士制度や業務の紹介などの広報を、社会保険労務士制度推進月間などに行います。

11. 広報等の事業

事業所や県民への広報は、継続的な取り組みが重要であるので、マスメディア、事業主団体、各行政機関等の活用を図り、会員の得意分野のホームページへの掲載等を進めます。

ホームページの充実、事業主や労働者に関心ある情報の掲載とアクセスの促進、月間情報及び会報については、迅速、的確な情報並びに会員の参加等充実に努めます。

12. 大学院との連携について

社会保険労務士の資質、能力の向上と専門領域等の研究のため平成 21 年度実現した東北学院大学大学院法学研究科へ多くの会員が学び、また地域の大学院経営研究科等へ社会人入学が可能となるよう引き続き努力します。

13. 組織の強化について

- (1) 会員の県会活動への参加推進
- (2) 会員、支部の協力による予算の効率的執行
- (3) 会員の交流促進

14. 関係機関・団体との連携について

- (1) 全国社会保険労務士会連合会、北海道・東北地域協議会との連携、協力
- (2) 特別研修、紛争解決手続代理業務試験、社会保険労務士試験への協力
- (3) 関係行政機関、団体との連絡、調整

関係行政機関や年金事務所、けんぽ協会等がサービスや事務手続き等利便性の低下、窓口の相談業務の縮小等にならないよう折衝、調整等に努めます。

- (4) 関係士業、団体との協力、情報交換に努めます。